

諮詢庁：国立大学法人筑波大学
諮詢日：平成28年7月19日（平成28年（独情）諮詢第59号）
答申日：平成28年11月4日（平成28年度（独情）答申第47号）
事件名：科学研究費助成事業に係る特定研究に関するプロジェクト予算差引簿
に記載の特定納品物の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「科研費特定研究に係る、平成26年度プロジェクト予算差引簿にある「特定日 和文英訳・校正 特定金額」の納品物」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った平成28年4月15日付け筑大法訟務第16-5号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書の開示を求める。

特定学術雑誌特定号、特定頁に当該研究の概要が「速報」として報告（公表）されており、処分庁（筑波大学）の不開示理由は認められない。少なくとも、上記「速報」に公表された内容は、開示されるべきである。

（2）意見書

諮詢庁の「理由説明書」で主張「関係する内容であるが、学術雑誌の速報といった査読のない報告書にとどまり、今回請求対象となっている投稿中の査読のある論文とは、異なるものです。」は詭弁である。

「速報」（特定学術雑誌特定号、特定頁）で公表した部分について、（部分）開示を求める。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る請求対象文書について

科研費特定研究に係る、平成26年度プロジェクト予算差引簿にある「特定日 和文英訳・校正 特定金額」の納品物

2 原処分維持が適当と考える理由説明について

審査請求人が審査請求の理由として挙げている、特定学術雑誌特定号、特定頁で当該研究の内容は公表されているという主張に関しては、関係する内容ではあるが、学術雑誌の速報といった査読のない報告書にとどまり、今回請求対象となっている投稿中の査読のある論文とは、異なるものである。

当該法人文書は、開示請求当時、学術雑誌等に投稿中の論文を英訳したものであり、これを公にすることにより、本学で行う調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する恐れがあるものに該当すると認められることから、法5条4号木の規定に基づき不開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月19日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月29日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「科研費特定研究に係る、平成26年度プロジェクト予算差引簿にある「特定日 和文英訳・校正 特定金額」の納品物」であり、処分庁は、法5条4号木に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮詢庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮詢庁に対し、本件対象文書の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮詢庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、学術雑誌に投稿し、平成28年5月10日に（開示請求は同年3月16日、開示決定は同年4月15日）受理されるに至った論文の原稿である。したがって論文の投稿が継続している間、受理が決定するまでは、それに係る原稿等について公にすることは、論文の新規性やオリジナリティが失われる危険性があり、筑波大学における調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの（法5条4号木）に該当し、

不開示とした原処分を維持すべきものと判断する。

イ なお、審査請求人は、当該研究の内容は特定学術雑誌で「速報」として公表されている旨主張するが、理由説明書（上記第3）において述べたとおり、この「速報」は、関係する内容ではあるが、学術雑誌の速報といった査読のない報告書にとどまり、今回請求対象となっている投稿中の査読のある論文とは異なるものである。

また、本件対象文書は、科学研究費で行った研究を詳細に分析し、雑誌論文として取りまとめ投稿した原稿である。科学研究費の研究成果報告書提出後の雑誌論文発表であったため、科研データベースに登録、公表されている情報とも異なる（新規性やオリジナリティを有する）ものとなっている。

(2) 上記諮詢庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、本件対象文書は、法5条4号ホに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした決定については、同号ホに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聰、委員 椿 慎美、委員 山田 洋